

届出が必要な行為と規模 ※1

地域区分 行為の種類	景観重点地区	市街地部	自然田園部	特定施設届出地区※4
建築物の建築等	・ 床面積が10㎡を超えるもの	高さが13mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	行為に係る部分の床面積の合計、又は行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物の建設等 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については10m、太陽光発電施設については1.5m)を超えるもの 工作物の敷地面積が500㎡(太陽光発電施設については事業区域面積100㎡)を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m(電気供給、有線電気通信のための電線路、空中線の支持物については20m)を超えるもの 工作物の敷地面積が500㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高さが13m(電気供給、有線電気通信のための電線路、空中線の支持物については20m)を超えるもの 工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの 	(工作物1) 高さが5mを超えるもの(電気供給、有線電気通信のための電線路、空中線の支持物については10m) (工作物2) <ul style="list-style-type: none"> 高さが5mを超えるもの 築造面積が10㎡を超えるもの(工作物3) 高さが1.5mを超えるもの 事業区域面積が100㎡を超えるもの
さく、塀の設置等	高さが1.5mを超えるもの	高さが2mを超えるもの	高さが2mを超えかつ、長さが50mを超えるもの	高さが1.5mを超えるもの
土地の区画形質の変更	変更に係る土地の面積が500㎡を超えるもの又は、高さが1.5mを超えかつ、長さ10mを超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	変更に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの又は、高さが5mを超えかつ、長さ10mを超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は、高さが5mを超えかつ、長さ10mを超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	—
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石の採取	変更に係る土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超えかつ、長さ10mを超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	変更に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超えかつ、長さ10mを超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超えかつ、長さ10mを超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	—
木材の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 伐採面積が500㎡を超えるもの 高さが10mを超えるもの 	伐採面積が1,000㎡を超えるもの	伐採面積が3,000㎡を超えるもの	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	外部から見通すことができる場所における物件の堆積で、高さが1.5mを超え、かつ面積が100㎡を超え、かつ集積等の期間が90日を超えるもの	外部から見通すことができる場所における物件の堆積で、高さが1.5mを超え、かつ面積が300㎡を超え、かつ集積等の期間が90日を超えるもの	外部から見通すことができる場所における物件の堆積で、高さが2mを超え、かつ面積が500㎡を超え、かつ集積等の期間が90日を超えるもの	—
屋外広告物	表示面積が1㎡を超えるもの(熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)	※3	※3	表示面積が1㎡を超えるもの(熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)
自動販売装置(屋外)	新たに設置されるもの及び機器の入れ替え	—	—	—

※1 各地域区分における届出対象行為の概要を示すものであり、適用除外項目などの詳細は菊池市ホームページ若しくは都市整備課窓口でご確認ください。

※2 工作物の建設等(柵・塀を除く): 菊池市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第13号において定めるもの

工作物1: 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製又は合成樹脂製の柱、電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
 工作物2: 遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等)、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等) 広告塔又は広告板
 工作物3: 太陽光発電施設

※3 熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物については、熊本県への許可申請が必要です。

※4 特定施設: パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、物販店、物品貸付業、ホテル、旅館、モーテル、広告塔、広告板、カラオケボックス、屋上広告、太陽光発電施設等